

第1章 計画策定にあたって

近年、急速に進む少子高齢化や都市化、核家族化等の進展により、市民の生活習慣や価値観が複雑多様化する中で、かつての伝統的な家庭や地域の相互扶助機能は低下し、身近な生活課題に対し家族や近隣同士での助け合い、地域のつながりなどの連帯の希薄化や市民の福祉に対する価値観も変化してきています。このため、従来からの福祉課題に加え、孤立死や虐待など新たな社会問題が深刻化しています。

このような中で、市民一人ひとりの福祉に関するニーズも多様化してきており、子どもから高齢者まで、年齢や障害の有無、性別などの違いにかかわらず、誰もが住み慣れた地域で、その人らしく、健康で、安心して自立した生活を送るためには、地域における支え合い、助け合う力を高めていくことが一層求められています。

地域福祉の推進は、市民、地域、団体、行政等がそれぞれの役割を果たしながら、連携・協力することによりはじめて可能となります。その役割として「市民一人ひとりの主体的な活動（自助）」「近所の助け合いやボランティア活動等による市民同士の支え合い（共助）」「行政の責任による公的支援（公助）」により生活課題を解決していこうとする取り組みが必要です。

渋川市社会福祉協議会（以下「渋川市社協」という。）では、渋川市における地域福祉を推進していくため、自治会、民生委員児童委員協議会、ボランティア団体、行政等の関係機関・団体と連携して福祉活動を展開してきました。

今般、渋川市が「渋川市地域福祉計画」を策定することに伴い、共通の生活課題や福祉ニーズの内容を分析し、市民、地域、団体、行政等と連携を図り、協働で「渋川市地域福祉活動計画」を策定することとしました。

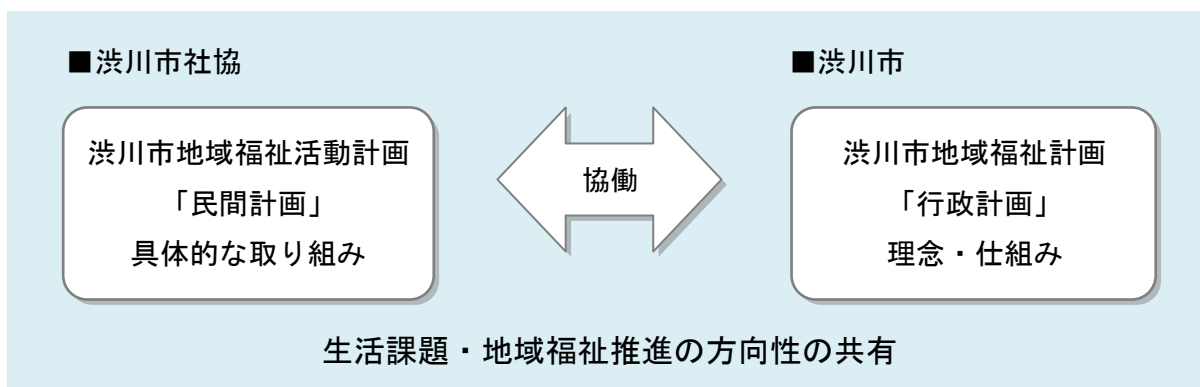
本計画は、渋川市に暮らす人たち一人ひとりが、地域社会を担う一員として、自分の地域について考え、みんなで「福祉のまちづくり」を進めていくための行動計画です。

「地域福祉活動計画」は、市町村社会福祉協議会が「新・社会福祉協議会基本要項」に基づき策定する、地域福祉の推進を目的とする実践的な行動計画です。

また、社会福祉法第107条においては、地域福祉を積極的に進めていくため、市町村が事業の施策化、事業目標の明確化を示した行政計画である「地域福祉計画」を策定することが定められています。

渋川市社協と渋川市は、協働して生活課題を把握し、解決していかなければならず、渋川市地域福祉活動計画と渋川市地域福祉計画の相互の連携が必要です。計画としては別々のものですが、渋川市における地域福祉を推進するという目的は同じです。

この共通の目的に向かって、これら二つの計画の整合性を図り、いわば車の両輪となって渋川市における地域福祉を進めていくことができるよう、渋川市社協と渋川市がお互いに連携し、計画を策定しました。



なお、社会福祉法第109条において、市町村社会福祉協議会が行う事業として以下のとおり示されています。

- 一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 四 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

(1) 地域福祉活動計画策定委員会

本計画を策定するにあたり、幅広い分野からの意見を踏まえ、地域福祉施策の推進に係る検討を行うために、「渋川市地域福祉活動計画策定委員会」を設置し、本計画の策定について渋川市社協会長の諮問を受け、基本的な内容について答申を行いました。

(2) 地域福祉活動計画策定検討会

本計画の策定のため、渋川市社協職員で構成する「渋川市地域福祉活動計画策定検討会」を設置しました。また、この検討会にプロジェクトチームを設置し、計画策定に関する生活課題の整理、解決策の検討、関連計画との連携等を検討しました。

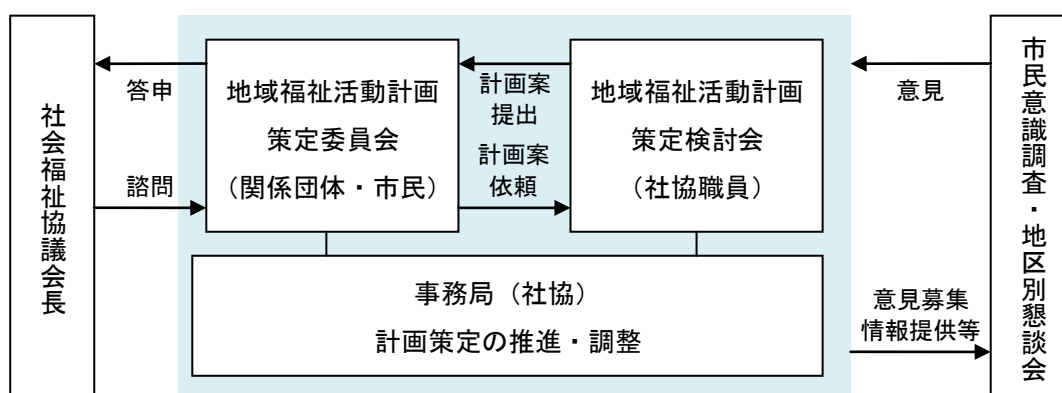
(3) 計画策定のための市民意識調査

市民の地域福祉に対する考えや意見を検証し、計画策定の基礎資料とするために、「渋川市地域福祉計画 渋川市地域福祉活動計画 策定のための市民意識調査」（以下「市民意識調査」という。）を実施しました。渋川市社協は、市の地域福祉計画と一体的に策定していくため、この調査結果を共有し、計画策定の基礎資料としました。

(4) 地区別懇談会

将来にわたって誰もが住みよい地域づくりに向けて、生活課題を共有し、その課題の解決策を市民同士が議論する場として、また、そこで出された生活課題や生活ニーズ等を把握・分析し、計画策定の基礎資料とするために、平成24年12月20日～平成25年1月30日に市内9地区において『「渋川市地域福祉計画」及び「渋川市地域福祉活動計画」地区別懇談会』を開催しました。

【渋川市地域福祉活動計画 策定体制】

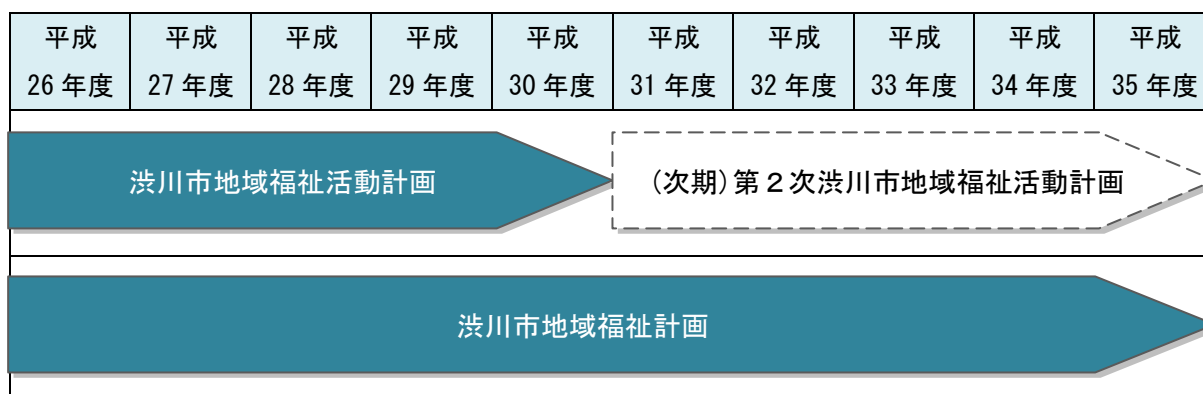


4

計画の期間

本計画の期間は、平成 26 年度から平成 30 年度までの 5 か年とします。ただし、法改正に伴う各種制度の変更や社会情勢の変化などによる影響をはじめ、地域における新たな問題、ニーズなどが明らかになった場合は、そうした状況に対応した取り組みができるよう、計画期間内であっても必要に応じて見直します。

なお、渋川市地域福祉計画の期間は平成 26 年度から平成 35 年度までの 10 か年となっています。



5

計画の進行管理

毎年度、各事業の進行管理を実施し、PDCAサイクルによる着実な実行に努めます。

具体的には、計画の進捗状況をまとめたうえで、地域社会を取り巻く環境の変化や法改正に伴う各種制度の変更などの状況に応じて、必要な場合は個別施策の改善・新規事業実施を図り、次年度の施策を計画し実行します。

